

令和4年度
第1回
宮崎地方最低賃金審議会

宮崎労働局

開催日時 令和4年7月7日（木）午後1時45分～
開催場所 宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

会 次 第

- 1 宮崎県最低賃金の改正に係る諮問について
- 2 今後の審議の進め方について
- 3 事業場実地視察について
- 4 特定最賃必要性審議における関係労使の意見聴取について
- 5 その他

1 宮崎県最低賃金の改正に係る諮問について

2 今後の審議の進め方について

3 事業場実地視察について

4 特定最賃必要性審議における関係労使の意見聴取について

5 その他

令和4年度
第1回
宮崎地方最低賃金審議会資料

宮崎労働局

令和4年度
第1回
宮崎地方最低賃金審議会資料目次

1	宮崎地方最低賃金審議会委員名簿（第56期）	1
2	宮崎地方最低賃金審議会運営規程	3
3	宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程	5
4	宮崎地方最低賃金審議会公開要領	7
5	最低賃金審議会令第6条第5項採用に関する基本的な考え方について	9
6	令和3年度宮崎地方最低賃金審議会開催状況	11
7	令和4年度宮崎地方最低賃金審議会運営計画（案）	13
8	令和4年度答申日別最短効力発生予定日一覧表	17
9	宮崎県最低賃金一覧表	21
10	年次別最低賃金額及び引上額・率等一覧表	23
11	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移	25
12	業務改善助成金（通常コース）宮崎版	29
13	特定最賃関係労使意見聴取実施要領（案）	31
宮崎県内の主要統計資料		
14	生計費及び労働経済関係資料（宮崎県）	39
15	今月の主要経済指標 令和4年6月（宮崎県統計調査課）	43
16	法人企業景気予測調査 令和4年6月（宮崎財務事務所）	55
17	宮崎県金融経済概況 令和4年7月（日本銀行宮崎事務所）	67
18	月例経済報告 九州地域経済動向 令和4年6月（内閣府）	75
19	主要経済指標 令和4年7月（みやぎん経済研究所）調査月報7月号	81
20	雇用失業情勢 令和4年5月分（宮崎労働局職業安定課）	89
21	卒業後の状況調査 令和3年3月卒業者（宮崎県）	101
22	宮崎県内企業「休廃業・解散」動向調査2021年（株）帝国データバンク	115
23	2021年度の全国企業倒産件数等（株）東京商工リサーチ	121
全国の主要統計資料		
24	中賃（諮問）審議会 資料抜粋	125
25	第1回目安小委員会 資料抜粋	141
26	会議公開資料抜粋（厚生労働省労働基準局賃金課）	181
宮崎県の賃金		別冊
最低賃金決定要覧		別冊

宮崎地方最低賃金審議会委員名簿(第56期)

(任期 令和3年5月1日～令和5年4月30日)

令和4年5月1日

区分	氏名	現職
公益代表委員	しかた ゆみ 四方 由美	宮崎公立大学人文学部 教授
	○ はしぐち たけかず 橋口 剛和	宮崎県社会保険労務士会 顧問
	◎ まつおか ゆうこ 松岡 優子	弁護士法人 西山松岡法律事務所 弁護士
	まるやま あこ 丸山 亜子	宮崎大学地域資源創成学部 教授
	みしま りつこ 三島 里都子	マリンバックス法律事務所 弁護士
労働者代表委員	いまむら あきひろ 今村 彰博	宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長
	かまだ まさひろ 鎌田 正洋	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	じゅうくろぎ みちえ 重黒木 康恵	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 事務局長
	たなか しゅんじ 田中 俊治	UAゼンセン宮崎県支部 次長
	なかがわ いくえ 中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
使用者代表委員	かい まさふみ 甲斐 正文	宮崎県商工会議所連合会 専務理事
	かわの よういち 河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事
	新任 さこう しげひさ 酒匂 重久	宮崎県商工会連合会 専務理事
	のぐち かずひこ 野口 和彦	宮崎県中小企業団体中央会 専務理事
	まつお いつこ 松尾 逸子	宮崎ケーブルテレビ(株) 総務部長

◎ 会長

(敬称略・五十音順)

○ 会長代理

宮崎地方最低賃金審議会運営規程

- 第1条 この規程は、宮崎地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、宮崎労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により宮崎労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに会長に通知しなければならない。
 - 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、宮崎労働局長に通知するものとする。
- 第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。
- 第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
 - 3 会議の公開に関する諸手続き等については、別途「審議会公開要領」に定める。
- 第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が確認するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開と

することができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度宮崎労働局長に送付するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

(附則) この規程は、平成元年5月9日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成8年4月1日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成9年12月12日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成12年5月9日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成13年5月10日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成15年5月13日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、令和3年7月2日から適用する。

宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

- 第1条 この規程は、宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の、議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要事項について定めるものとする。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、専門部会長（以下「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、宮崎労働局長又は3分の1以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により宮崎労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、宮崎労働局長に通知するものとする。
- 第3条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。
- 第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
 - 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第6条 会議は、原則として非公開とする。
- 第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第8条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、宮崎地方最低賃金審議会に報告するものとする。
- 第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

(附則) 改正後の規程は、昭和58年7月9日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成8年4月1日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成9年12月12日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成12年5月9日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、平成13年5月10日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、令和元年8月1日から適用する。

(附則) 改正後の規程は、令和3年7月2日から適用する。

宮崎地方最低賃金審議会公開要領

宮崎地方最低賃金審議会運営規程第6条の規定に基づく会議の公開は、以下の要領によることとする。

1 公示

宮崎地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)を公開とする場合は、審議会を開催することとした日の15日前(15日前の日が休日あるいは祝日等の場合にあっては、その前日)に宮崎合同庁舎掲示板に公示する。

また、同時に宮崎労働局ホームページに掲載し案内することとする。

2 公示内容

公示内容は、開催日時、場所、議題、傍聴人数、その他必要事項とする。

3 傍聴の申込み

- (1) 申込みの受付は、公示の日から開始し、審議会の開催日の5日前(5日前の日が休日あるいは祝日等の場合にあっては、その前日)を締切日とする。
- (2) 申込み方法は、メール又はファックスとする。

4 傍聴者の確定及び通知

- (1) 傍聴人員は5名までとし、傍聴希望者がこれを上回った場合は抽選とする。
- (2) 抽選をした場合は、「傍聴者名簿」を作成し文書により通知するものとする。

5 傍聴者への対応

- (1) 来場した傍聴者には傍聴者名簿に必要事項を記入させる。
- (2) 傍聴席には、あらかじめ席番を付しておくものとする。
- (3) 傍聴人には、事前に傍聴の遵守事項「傍聴に当たっての遵守事項」を配布して説明を行い、審議会開始10分前までに傍聴者名簿と同一番号の席に着席させる。
- (4) 遵守事項違反者には、遵守事項を説明し違反行為を止めさせる。なお、違反行為を止めない場合は、「退去要求書」を手交し退去を命ずるものとする。

6 報道関係者への対応

- (1) カメラ等の撮影は審議会開始直前までとする。
- (2) 記者は「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守のうえ、会議を傍聴することができるものとする。

7 その他

- (1) 傍聴希望者がある場合は、事前に会長へ報告する。
- (2) 本要領に基づく事務手続きは会長の指示を受けて事務局が行う。
- (3) 審議会の公開については、公示前に審議会運営規程第6条により会長が決定する。
- (4) 以上に定めたもののほかは、必要が生じた都度、会長が別途定めるものとする。

8 施行期日

この要領は平成15年3月19日から施行する。

(附則) 改正後の規程は、令和3年7月2日から適用する。

最低賃金審議会令第6条第5項採用に関する基本的考え方について

平成 3年12月17日 制定

平成 7年 6月19日 修正

平成 7年 7月11日 修正

平成13年 5月10日 修正

平成14年 7月22日 修正

1 基本的考え方

地域別・産業別最低賃金の金額改正に係る専門部会の審議運営に当たって平成4年度以降については、最低賃金審議会令第6条第5項を採用することとする。

このことにより、今後は専門部会における専決をもって本審答申と同一の効力を有することとする。

2 運用方法

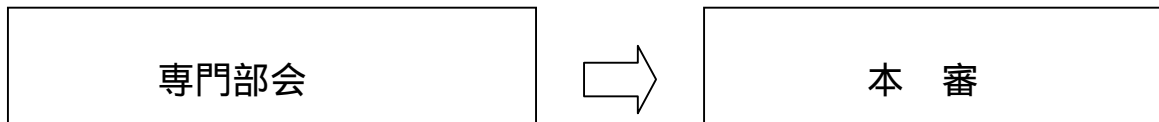
(1) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用に当たっては、地域別・産業別最低賃金とも専門部会において「全会一致」で決議した場合に限ることとし、専門部会での結審に当たって労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、又は、本審開催の「申立て」を行った場合については、従前どおり原則3日以内に本審を開催して審議のうえ、結論を下すものとする。

(2) 専門部会における専決に当たって「同令第6条第5項」の適用に労使双方異議のなかった場合には、直ちに他の本審委員あて関係資料を送付することとする。

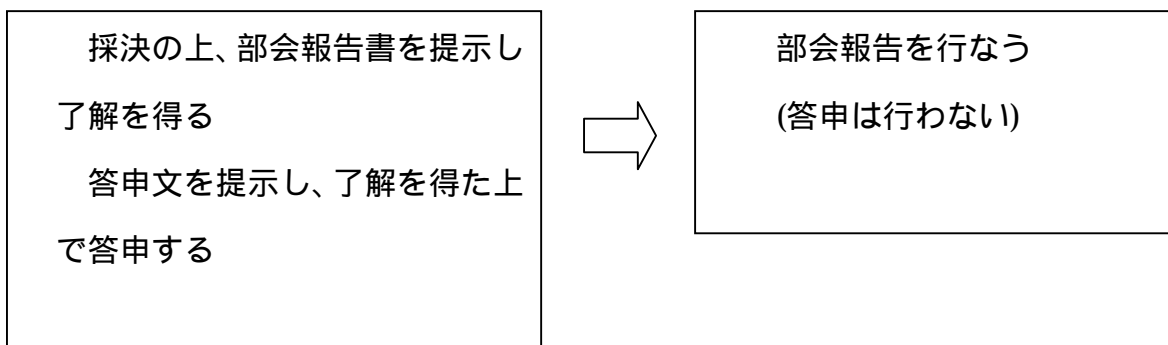
なお、以後開催される本審において、その改正審議の経過説明を行うものとする。

(3) 各年度当初に開催される運営小委員会において、当該年度の金額改正に係る専門部会の審議運営に、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する旨公労使三者委員の合意をもって確認し、直後の本審の承認を得ることとする。

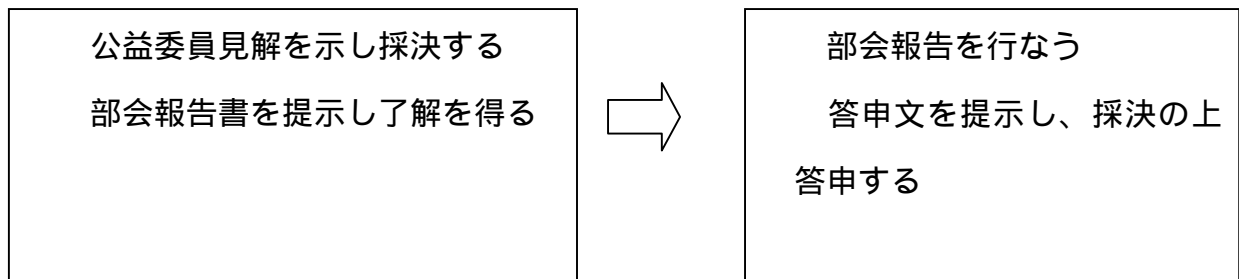
審議会令第6条5項適用の場合の流れ図



《 全会一致の場合 》



《 全会一致でない場合 》



令和3年度宮崎地方最低賃金審議会開催状況

月日 (令和3年度)	曜日	会議名	主な審議事項	出欠
7月2日	金	第1回審議会	会長及び会長代理の選出、地賃改正諮問について、今後の審議の進め方について	14/15
7月2日	金	運営小委員会	令和3年度審議会の運営、6条5項の採用について、本審議事録のHP掲載について	6/6
7月27日	火	第2回審議会	地賃改正決定に係る意見について、運営小委員会報告、地賃目安の伝達、特定最賃改正必要性有無の諮問、検討小委員会の設置について	15/15
7月27日	火	第1回地賃専門部会	部会長等選出、最低賃金と生活保護費との比較結果について、地賃改定に関する労使の基本的考え方について、今後の審議の進め方（参考人聴取）について	9/9
8月3日	火	第2回地賃専門部会	参考人意見聴取、最低賃金に関する基礎調査結果、金額提示、金額審議	9/9
8月6日	金	第3回地賃専門部会	金額提示、金額審議	9/9
8月10日	火	第4回地賃専門部会	金額提示、金額審議、結審（採決：公労賛成・使側反対）	9/9
8月10日	火	第3回審議会	専門部会報告、採決、答申、地賃専門部会の廃止について	15/15
8月17日	火	第1回検討小委員会	産業別最低賃金の改正の必要性の有無について	8/9
8月18日	水	第2回検討小委員会	産業別最低賃金の改正の必要性の有無について	9/9
8月26日	木	第4回審議会	異議申出に対する審議・答申、検討小委員会報告、必要性答申、産業別最低賃金の金額改正諮問	14/15
10月14日	木	第1回自動車（新車）小売専門部会	基本的見解の表明、金額提示	9/9
10月15日	金	第1回電気機械器具等製造業最低賃金専門部会	基本的見解の表明、金額提示	9/9
10月25日	月	第2回電気機械器具等製造業最低賃金専門部会	金額審議、結審（全会一致）、専門部会報告書作成、答申	9/9
10月27日	水	第2回自動車（新車）小売専門部会	金額審議、結審（全会一致）、専門部会報告書作成、答申	9/9
3月18日	金	第5回審議会	令和3年度特定（産業別）最低賃金の改正について（報告） 2022年度特定（産業別）最低賃金の改正に係る申出の意向表明について 実地視察・意見聴取について 令和4年度審議日程（案）について	15/15

令和4年度 宮崎地方最低賃金審議会運営計画(案)

	令和4年 7月		8月		9月	10月	11月	12月	令和5年 3月
本 審	7日(木) 13:45~	7日(木) 15:00~	2日(火) 13:45~	10日(水) 14:30~	26日(金) 10:00~	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;"> 県最賃発効日 10/1(土) 10/6(木) </div>	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> 第5回 本審 部会報告 産別の答申 <small>(産別最賃専門部会が全会一致でなかった場合に開催) (産別最賃の答申に対して異議申出があった場合は異議審を開催)</small> </div>		<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> 第6回 本審 意向表明 実地視察 </div>
地賃 専門 部会			<div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px;"> 第1回部会 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 地賃参考人 聴取について </div>	<div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px;"> 第2回部会 参考人聴取 基礎調査結果 金額提示 金額審議 </div>	<div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px;"> 第3回部会 金額提示 金額審議 結審 </div>				
産 別 最 賃				<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> 第1回 検討小委員会 必要性審議 意見聴取 </div>	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> 第2回 検討小委員会 必要性審議 </div>	<div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px;"> 10月3日(月)~11月1日(火) 年内発効 各産別専門部 会(2~3回で 結審) 基本的見解 金額審議 </div>	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;"> 産別最賃発効 </div>		
中 賃 日 程	6/28 13:00 諮問	7/12・19・25 13:00~ 7/26 15:00~ 小委員会	7/27 17:00~18: 00 答申						

年次別最低賃金額及び引上額・引上率一覧表

宮崎労働局 賃金室

業種 年度	地域別			肉製品・乳製品製造業			電気機械器具製造業			各種商品小売業			自動車(新車)小売業		
	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率
	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%
15	605	0	0.00	633	1	0.16	660	1	0.15	646	1	0.16	674	1	0.15
16	606	1	0.17	634	1	0.16	661	1	0.15	647	1	0.15	675	1	0.15
17	608	2	0.33	636	2	0.32	664	3	0.45	649	2	0.31	678	3	0.44
18	611	3	0.49	639	3	0.47	668	4	0.60	652	3	0.46	681	3	0.44
19	619	8	1.31	647	8	1.25	677	9	1.35	660	8	1.23	689	8	1.17
20	627	8	1.29	654	7	1.08	684	7	1.03	667	7	1.06	696	7	1.02
21	629	2	0.32	656	2	0.31	687	3	0.44	669	2	0.30	699	3	0.43
22	642	13	2.07	657	1	0.15	691	4	0.58	674	5	0.75	708	9	1.29
23	646	4	0.62	660	3	0.46	695	4	0.58	678	4	0.59	712	4	0.56
24	653	7	1.08	663	3	0.45	699	4	0.58	681	3	0.44	720	8	1.12
25	664	11	1.68	670	7	1.06	707	8	1.14	687	6	0.88	731	11	1.53
26	677	13	1.96	678	8	1.19	716	9	1.27	695	8	1.16	742	11	1.50
27	693	16	2.36	678	0	0	728	12	1.68	705	10	1.44	752	10	1.35
28	714	21	3.03	678	0	0	740	12	1.65	705	0	0	767	15	1.99
29	737	23	3.22	678	0	0	755	15	2.03	705	0	0	784	17	2.22
30	762	25	3.39	678	0	0	775	20	2.65	705	0	0	804	20	2.55
R01	790	28	3.67	678	0	0	800	25	3.23	705	0	0	828	24	2.99
R02	793	3	0.38	678	0	0	803	3	0.38	705	0	0	832	4	0.48
R03	821	28	3.53	678	0	0	831	28	3.49	705	0	0	858	26	3.13

※ 肉製品・乳製品製造業最低賃金は平成27年度から改正なし→平成27年10月16日から地域別最低賃金を適用。
各種商品小売業は平成28年度から改正なし→平成28年10月1日から地域別最低賃金を適用。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移

(宮崎労働局)

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況(%)			最賃未満労働者の状況		
	監督実施 事業場数	法第4条違 反事業場 数	違反率 (%)	適用される 最賃額を 知っている	金額は知 らないが、 最賃が適 用されるこ とは知って いる	最賃が適 用されるこ とを知らな かった	監督実施 事業場の 労働者数	最低賃金 未満労働 者数	最低賃金 未満労働 者数の比 率(%)
21	126	9	7.1	55.6	44.4	0.0	2,234	44	2.0
22	140	8	5.7	0.0	100.0	0.0	1,706	25	1.5
23	161	12	7.5	23.0	77.0	0.0	1,725	43	2.5
24	141	5	3.5	53.1	43.2	2.1	1,593	13	0.8
25	157	20	12.7	45.0	50.0	5.0	1,886	84	4.5
26	142	13	9.2	30.8	53.8	15.4	1,772	36	2.0
27	185	17	9.2	52.9	41.2	5.9	1,223	65	5.3
28	181	21	11.6	38.1	57.1	4.8	2,561	93	3.6
29	200	23	11.5	56.5	34.8	8.7	1,489	52	3.5
30	209	26	12.4	34.6	57.7	7.7	1,693	42	2.5
31	244	22	9.0	45.5	45.5	9.1	3,466	63	1.8
02	262	15	5.7	46.7	46.7	6.7	2,718	41	1.5
03	110	7	6.4	88.2	11.8	0.0	879	11	1.3
04	208	13	6.3	46.2	53.8	0.0	1,504	27	1.8

(注) 各年とも1月～12月の間(21年は6月まで)の結果です。
令和4年は3月31日現在の数値です。

(案)

令和4年度 特定（産業別）最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領 【宮崎県特定最賃の改正決定必要性の有無】

1 目的

特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性に係る審議に資するため、特定最低賃金改正の申出を行った業種の関係労使それぞれの代表者から、その改正決定の必要性の有無に関する意見を直接聴取する。

2 実施日時、実施場所

日時：令和4年8月中旬 13時30分～15時00分

（第1回本審後の運営小員会で確定）

場所：宮崎合同庁舎 2階 共用大会議室（予定）

3 実施主体

宮崎地方最低賃金審議会 産業別最低賃金審議会検討小委員会

4 推薦手続き

- (1) 5月の日程調整時に、関係労使団体あて依頼する。
- (2) 別紙1「推薦名簿」は第1回本審までに、関係労使団体から提出する。

5 意見発表・聴取要領

- (1) 意見発表者は意見を別紙2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書」（任意様式でも可）に記載し、8月10日（第1回検討小委員会前）までに事務局へ提出する。
なお、やむを得ず当日持参する場合には、11部を用意すること。
- (2) 発表に当たっては、所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も説明する。
- (3) 意見書には発表の希望の有無を記載する。
発表順は原則として、日本産業分類番号順とする。
肉乳 → 電機 → 各種商品 → 新車小売
- (4) 発表・聴取時間は1産業15分とし、内訳は意見発表労使各5分、質疑5分とする。

宮崎労発基 0707 第 1 号
令和 4 年 7 月 7 日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子 殿

宮崎労働局長
田中 大介

宮崎県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、宮崎県最低賃金（昭和 55 年宮崎労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。